

改正公益通報者保護法の概要と 金融機関の内部通報対応実務への影響

島田法律事務所 弁護士 福谷 賢典

2025年6月4日、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」が成立し、同月11日に公布された。同法は、公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日（同法附則1条）、2026

年以内には、同法による改正後の公益通報者保護法（以下、「改正法」といい、現行の公益通報者保護法を、以下、「現行法」という）が施行されることとなる。

一 改正の背景

企業不祥事発覚の端緒として重要な役割を果たす公益通報につき、通報者を保護することでこれを促進し、もって企業の法令遵守を図ること等を目的に制定された公益通報者保護法であるが、2006年の施行以来10年以上にわたり、実質的な改正はされてこなかった。しかしながら、この間も、金融機関におけるものを含め大規模な企業不祥事が複数発生したことを踏ま

え、2020年、事業者に対して公益通報対応に係る体制整備義務を課す、公益通報対応業務従事者の法定守秘義務とその違反時の刑事罰を定める等の抜本的な改正（以下、「前回改正」という）がなされ、同改正法は2022年6月1日に施行された。なお、事業者の体制整備義務の具体的な措置に関しては、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年内閣府告示第118号。以下、「指針」という）が定められているとともに、消費者庁は、「公

益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（以下、「指針解説」という）を公表している。

ところで、前回改正における附則5条では、施行後3年を目途として、改正後の施行状況を勘案し、検討を加え、必要な措置を講ずることとされていた。これを受け、消費者庁は、2024年5月、公益通報者保護制度検討会（以下、「検討会」という）を設置し、検討会は、全9回の会合における議論を経て、同年12月27日、「公益通報者保護制度検討会報告書」（以下、「検討会報告書」という）を公表した。

マネロン・テロ資金供与対策の最新動向

——2025年版マネロンレポートを読む

のぞみ総合法律事務所 弁護士 山田 真吾

2025年6月27日、金融庁より、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」（以下、「取組と課題」という）が公表された。

「取組と課題」では、FATF第5次対日相互審査（2028年8月よりオンサイト審査実施予定）に向けて、さらにマネロン等対策の実効性を高めるため、有効性検証を通じた態勢の高度化を進めていくとともに（後述「参照」、詐欺等の金融犯罪の急増を踏まえ、犯罪対策閣僚会議「国民を詐欺から守るた

めの総合対策」（2024年）および同「国民を詐欺から守るための総合対策2・0」（2025年）（後述「参照」）に係る各種施策を推進することの重要性が謳われている。特に、金融犯罪対策は「競争領域」ではなく「協調領域」であり、金融機関・官民の連携が重要である旨が強調されている。

「取組と課題」は、2章（第1章「マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組」、第2章「国民を金融犯罪から守るための取組」）から構成されており、昨年度のものと比較すると、内

容としては重なる部分があるものの、金融機関等の自主的な取組の一助となるよう、その考え方や取組事例、金融庁等が考える検査（対話）の方向性、すでに実施している試行的対話の結果の紹介に力点を置いていること、紙面の約半分を金融犯罪対策（第2章「国民を金融犯罪から守るための取組」）に割いていることが特徴的である。本稿では、「取組と課題」の内容を概説する。

なお、本稿は、筆者が現在ないし過去所属していた組織の見解を示すものではなく、あくま

でも一個人としての見解であることをお断りしておく。

一 マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組（第1章）

1 マネロン等対策に係る現状

本項では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）に示された「対応が求められる事項」への対応について、多くの金融機関等において対応が完了した

譲渡制限特約付債権の譲渡と中小企業金融(上)

経済法令研究会講師

高橋 恒夫



はじめに

2020年4月1日施行の改正民法(以下、「民法」または「改正法」ともいう)により、譲渡制限特約付の債権であっても有効に譲渡できることになったが、その担保取得による資金供与はあまり利用されていないようである。そこで、最近の譲渡制限特約付債権の譲渡に関する裁判例等を踏まえ、利用上の問題点やその解決策等について、主に法的側面から検討することとしたい。

また、「事業性融資の推進等に関する法律」および「譲渡担

保契約及び所有権留保契約に関する法律」が公布されたが、これら法令との関連も考えることとしたい。

一 担保保証に依存しない融資慣行の確立とABL

近時においては、担保保証に過度に依存しない融資慣行の確立が求められることから、中小企業が有している商品在庫や売掛債権等を譲渡担保として資金調達する手法としてABLが用いられ、企業の事業収益力に着目した資金調達手段として、脚光を浴びていた。しかし、企業の商品在庫や売掛金債権等を譲渡担保として取得する手法に

関する明文の規定はなく、譲渡制限特約付の債権は原則として譲渡できないなどの制約があった。

改正法では、譲渡制限特約付の債権であっても有効に譲渡できるものとされ(民法466条2項)、将来債権の譲渡が可能である旨の明文の規定が新設され(同法466条の6)、併せて、判例(最判平成13・11・22民集55巻6号1056頁、最判平成19・2・15同61巻1号243頁)を踏まえ、将来債権の譲渡について、既発生の債権の譲渡と同様の方法によって対抗要件を具備することができる旨を明文化している(同法467条)。

二 ABLの機能

ABLは、企業が保有する原材料や商品などの動産や売掛金を担保とし、その換価価値による債権保全を行うものであるが、当該債務者の事業そのものを把握できることに最大の効用がある。担保の対象となる資産が、商品や設備、取引先への売掛金であるため、モニタリングにより事業の動きを的確に把握することができる。また、ABLにより金融機関行職員は、当該企業の事業内容を定期的に評価する必要が出てくるため、債務者と債権者が納得のうえ、お



金融取引法研究会 Report④2

担当・事例設定：
みずほ銀行 弁護士
土屋 太輝

預金者の認定

今回は預金者の認定についてとりあげていく。研究会報告は法律上・実務上の様々な意見交換をしつつ、その対応に検討を要するテーマについて、質疑応答を行い、座談会形式で誌面に反映していく。また、ディスカッションにおける臨場感を誌面に反映させたいという思いから、可能な限り原発言をそのまま採用している。そのため、明快な記述ではない箇所や項目によっては最終的な結論に関する記述が欠けている箇所があることについて、ご容赦いただきたい。

なお、本報告の意見に関する部分は参加者の個人的な見解であり、所属する組織の意見ではない。

〈座談会発言者〉※五十音順
及部 裕輝
（弁護士・元メガバンク法務部所属）
金木 伸行
（弁護士・岩田合同法律事務所）
土屋 太輝
（弁護士・みずほ銀行）
富田 雄介
（弁護士・岩田合同法律事務所）
原 貴晃
（弁護士・三菱UFJ銀行法務部）
原澤 翔多
（弁護士・岩田合同法律事務所）
福谷 賢典
（弁護士・島田法律事務所）
藤井 友弘
（弁護士・元メガバンク法務部所属）

皆川 芳
（弁護士・三菱UFJ銀行法務部）

〈事例〉

1 甲銀行乙支店に来店した成人Aは、同店の窓口担当者に、「父親であるBが、自分の将来資金のために、甲銀行で普通預金口座を開設して貯蓄してくれていた。通帳と届出印を持参したので、全額の払戻しをしたい」と申し出た。

2 前記窓口担当者が取引情報を確認したところ、Aの説明どおり、A名義の普通預金口座以下、「本件預金口座」という（残高・200万円）が存在することが判明した。なお、Aは本人確認書類を持参しており、来店